

**独立行政法人の令和 5 年度業務の実績に係る再評価及び
令和 6 年度業務の実績に係る評価等の点検結果等について（報告）**

令和 7 年 12 月 4 日

独立行政法人評価制度委員会評価部会

主務大臣による独立行政法人の令和 5 年度業務の実績に係る再評価（年度評価）、令和 6 年度業務の実績に係る評価（年度評価）及び令和 6 年度に中（長）期目標期間を終了した法人の中（長）期目標期間における業務の実績に係る評価（期間実績評価）について、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（令和 4 年 4 月 8 日独立行政法人評価制度委員会決定。以下「基本的考え方」という。）に掲げる視点等を踏まえて点検した結果、著しく適正を欠くと考えられるものはなかった。

一方で、点検の過程において確認された以下の点については、引き続き、主務大臣において評価を付す際の参考とされたい。

（C 以下の評価を付す場合における要因分析、改善方針又は具体的な改善策の記載について）

「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）において、「評価を付す際には、なぜその評価に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述」し、C 以下の評価を付す場合には「改善に向け取り組むべき方針を記述する」とともに、「問題点が明らかになった段階においては、具体的かつ明確な改善方策を記述する」こととされている。

そして「基本的考え方」においても「PDCA サイクルを回す上で特に重要な局面において、適切な記載となっているか」、具体的には、「C 以下の評価を付した評価項目における要因分析、改善方針又は具体的な改善策」が年度評価等の点検の視点の例として掲げられるとともに、本部会からの報告においても、複数年にわたって（直近では令和 3 年度及び令和 5 年度報告）改善を指摘してきた。

こうした過年度の指摘を経て、今般の点検においては、「要因分析、改善方針又は具体的な改善策」について、法人の自己評価を踏まえた主務大臣評価に具体的に記載をしている事例が見られたところである。

このように、法人の組織及び業務の透明性の向上並びに国民の信頼の確保のためには、法人と主務大臣が十分にコミュニケーションをとった上で、評価を付すに至った根拠が合理的かつ明確に記述され、法人の自己評価を踏まえた主務大臣評価によって判明した法人の業務運営上の課題の改善等が図られることが重要である。

（評価の実施時点において要因分析等の精査途上である場合の記載について）

主務大臣評価の実施時点において、要因分析、改善方針及び具体的な改善策の精査の途上である場合にあっては、その旨を主務大臣評価に記載した上で、それらの精査が完了次第、可能な限り早期に公表することが望ましいと考える。その際、要因分析等の客観性を確認することができるよう、検証体制やその過程等について言及することも、国民への説明責任を果たす意味で望ましい記載の在り方の一つである。

以上